

STOP!!!

研究費 不正使用



! 公的研究費の不正使用

公的研究費の不正使用とは故意に資金を他の用途に供したり、
交付決定内容や条件に反して使用することです。

○○ 主な例

預け金

業者様に架空取引をお願いして、
虚偽の請求書を発行させて
大学から研究費を支出させ、
その研究費を業者様に管理させる。

書類の書換え

業者様に虚偽の請求書発行をお願いして、
大学より研究費を支出させ、
契約と異なる物品に差し替えて納品させる。

! 不正取引業者の処分

不正な取引に関与した業者様については、取引停止等の対応を行います。

! 誓約書の提出について

公的研究費に係る業者様は誓約書を提出していただくものとしています。

! 不正取引の要請があった場合

不正使用の通報及び告発窓口へご一報ください。